

協議会会議の運営について

宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会会議運営規程第9条に基づき、協議会会議の運営等に関し、次のとおり定める。

1 会議の開催方法について

- (1) 会議は、原則として月1回とする。
- (2) 会議の開催日時は、原則として会議において次回会議の開催日時を決定する。
- (3) 会議の会場は、原則として宇部市消防本部、山陽小野田市消防本部の持ち回りとする。
- (4) 会議の資料は、原則として事前に配布する。(追加)

2 事前提案の原則

調整項目の協議については、原則として、協議を行う会議の前の会議において事前提案し、説明及び質疑応答を行うものとする。

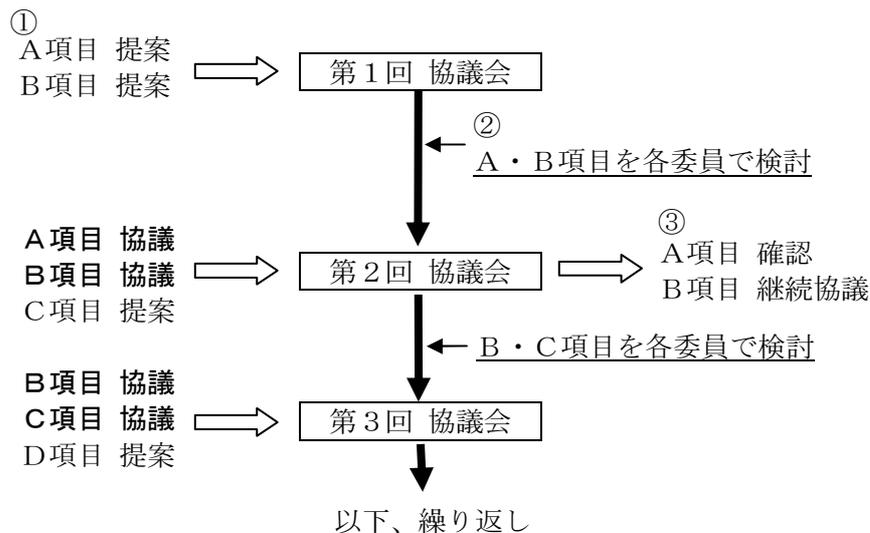
3 会議録の作成

協議会会議録は、ホームページに公開するが、公開に当たっては発言者の氏名を公表する。

4 傍聴者に対する資料提供の取扱い

傍聴者には、原則として、会議次第のみ配布し、その他の資料は閲覧資料とする。

【協議会 協議フロー】



(流れの概要)

- ① 協議会で、調整案について資料提出し、説明及び質疑応答
- ② 次回の協議会までに、各委員において調整案を検討
- ③ 協議会正式協議の際、各委員が意見を持ち寄って協議し、確認
(場合によって、継続協議)